

令和5年度（2023年度）

# 環境速報

第209号

令和5年（2023年）7月26日（水）発行

目次

◇中央環境審議会の環境大臣への意見具申（令和5年6月30日）及び 答申（令和5年6月27日中環審第1267号）の概要について	1
○今後の水・大気環境行政の在り方について（意見具申）	
○水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制 に係る項目の許容限度等の見直しについて（答申）	
◇省エネコラム 『省エネ発想をいったん捨てる？』	11
中村環境コンサルタント事務所 中村秋男	
◇協会主催セミナー情報	12
○エコアクション21セミナー	
○令和5年度環境課題解決研究会のテーマを募集します	
◇知っておきたい環境法規制の基礎知識（第15回）	15
○事故時の措置と、流出のリスクについて	
◇環境法令改正情報（令和5年4月～令和5年7月）	17
◇協会からのお知らせ／編集後記	32

☆☆ 2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指し取り組もう！ ☆☆

一般社団法人 長野県産業環境保全協会



[エコアクション21地域事務局長野産環協]

〒380-0936 長野市大字中御所字岡田131-10長野県中小企業会館5階

電話：026-228-5886 Fax：026-228-5872

メール：nasankan@alps.or.jp

ホームページ：<http://www.alps.or.jp/nasankan/>

エコアクション21 メール：ea21nasa@nasankan.or.jp

業務専用 ホームページ：<http://www.alps.or.jp/nasankan/ea21nasa/>

## 令和5年度（2023年度）化学物質管理関連研修会（オンライン研修会）

- 1 開催日：令和6年（2024年）1月24日（水）・25日（木） 両日とも10:00～15:00  
＊本研修会は、2日間で実施します。（どちらか1日のみの参加はできません。）
- 2 プログラム すべてオンライン（Zoom）で実施します。

第1日（24日）	内 容
10:00～10:10	ガイダンス 事務局説明
10:10～12:00	午前の講義 ○化学物質規制法の早分かり（最新情報と対応のポイント）序論 ・日本の化学物質規制法 ・EUの化学物質規制法 ・中国、韓国、台湾、アセアン主要国の化学物質規制法 ・中国RoHS(II)管理規制 ・その他の国のRoHS法
12:00～13:00	お昼休憩
13:00～15:00	(午前中の続き) 質疑応答（30分程度）
第2日（25日）	内 容
10:10～12:00	午前の講義 ○管理体制 ・管理の考え方 ・化学物質混入はどのような時に起きるか ○情報伝達 ・顧客要求への対応 ・サプライチェーンマネジメントの進め方
12:00～13:00	お昼休憩
13:00～15:00	(午前中の続き) ○質疑応答（事前の質問についての）

3. 講師 一般社団法人 産業環境管理協会 技術参与 松浦徹也さん
4. 受講料（テキスト代・消費税込み） 当会会員：12,000円 一般：15,000円
5. 申込締切日 令和6年1月9日（火）午後5時（必着のこと）
6. 申し込み方法 当会ホームページ (<http://www.alps.or.jp/nasankan/>) から案内をダウンロードし、FAX：026-228-5872、メール：[nasankan@alps.or.jp](mailto:nasankan@alps.or.jp) 又は郵送でお申し込みください。
7. 問い合せ先 一般社団法人長野県産業環境保全協会事務局 担当：専務理事 古川雅文  
〒380-0936 長野市大字中御所字岡田131-10 長野県中小企業会館5階  
電話：026-228-5886 メール：[nasankan@alps.or.jp](mailto:nasankan@alps.or.jp) Fax：026-228-5872
8. 主催：長野県産業環境保全協会 後援：長野県 協賛：長野県電子工業技術研究会

◇中央環境審議会の環境大臣への意見具申した「今後の水・大気環境行政の在り方について」  
(令和5年6月30日)の概要について

環境省は、6月30日、中央環境審議会が環境大臣に対し、同審議会大気・騒音振動部会及び水環境・土壤農薬部会の審議結果を受けて、「今後の水・大気環境行政の在り方」を、意見具申した旨を報道発表しました。この先10年程度又はそれ以上の水・大気環境行政の方針に関わる重要な意見具申であることから、報道発表された意見具申の「概要」並びに「本文」の中から「第3章水・大気環境行政の課題と施策の在り方」で個別重点課題として取り上げられている「大気環境保全の重点課題」及び「水・土壤環境保全の重点課題」について、抜粋し、掲載します。(文責:一般社団法人長野県産業環境保全協会 専務理事 古川雅文)

### 【今後の水・大気環境行政の在り方(意見具申)(概要)】

## 今後の水・大気環境行政の在り方について(意見具申)(概要)



- この先10年程度又はそれ以上の期間の水・大気環境行政の方針。今後、第6次環境基本計画策定に向けた議論にインプットしつつ、水・大気環境局の組織再編後の水・大気環境管理の統合的推進と新たな展開を図る。
- 水、土壤、大気の環境保全に関わる重点課題(3.参照)を取り組みつつ、「1. 気候変動(緩和・適応)、生物多様性、循環型社会等」、「2. 水・大気環境行政の共通的・統合的課題」への対応を推進

### 1. 気候変動、生物多様性、循環型社会等への対応

#### (ア) 2050CN実現と水・大気環境改善の両立及び相乗効果の活用

- ・SLCPsであるオゾンを主成分とする光化学オキシダント濃度を低減 CN:カーボンニュートラル  
SLCPs:短寿命気候汚染物質

#### (イ) 気候変動への適応等と水・大気環境保全の同時推進

- ・災害・事故に起因する化学物質リスクの評価・管理手法研究の政策への反映 等

#### (ウ) 生物多様性の保全と水・大気環境保全の同時推進

- ・生物多様性・自然環境保全を目指す良好な環境の創出、豊かな海づくり 等

#### (エ) 循環型社会の構築と水・大気環境保全の同時推進

- ・海洋環境保全とプラスチックに係る資源循環の施策の連携 等

### 2. 水・大気環境行政の共通的・統合的課題

#### (ア) 良好な環境の創出

- ・水道水源となる森や川から海に至るまで、OECMも活用した良好な環境の創造に取り組む地域モデルの構築、環境創造の情報開示による企業価値の向上 等

#### (イ) 水、土壤、大気の媒体横断的な課題への対応

- ・窒素管理に係る行動計画策定、全ライフサイクルのプラスチック汚染対策・科学的知見集約等

#### (ウ) デジタル技術を活用した環境管理

- ・測定等でのデジタル技術の活用、手続のオンライン化、環境情報のオープンデータ化 等

#### (エ) 関係者との対話と協働

- ・優良事例の共有による地域の連携・協働、リスクコミュニケーションの推進 等

#### (オ) 科学的知見の充実、人材の育成及び技術の開発・継承

- ・研究者とのコミュニケーションを通じた最新の科学的知見の政策への活用 等

### 3. 個別の重点課題

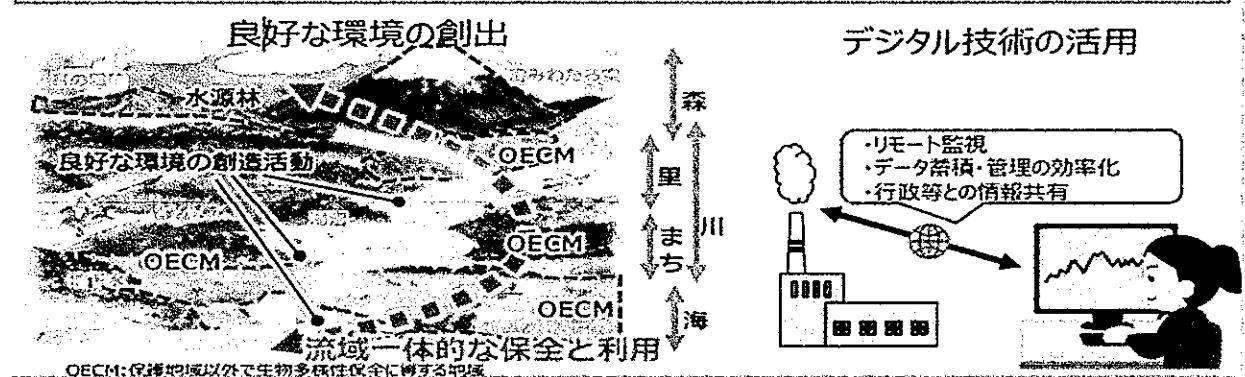
残された課題（光化学オキシダントの環境基準達成率の低さ、湖沼や閉鎖性海域の水質汚濁、有害大気汚染物質の環境目標値の設定、土壤汚染等）、新たな課題（再生可能エネルギー等の導入に伴う大気環境や騒音への影響、地域ニーズに即した環境基準の検討、プラスチック、PFAS等）への対応に尽力。

#### <大気環境保全の重点課題>

- (ア) 大気質、(イ) 有害大気汚染物質・石綿・水銀、(ウ) 悪臭・騒音、  
(エ) 國際協力

#### <水・土壤環境保全の重点課題>

- (ア) 公共用水域、(イ) 土壌・地下水、(ウ) 農薬、(エ) PFAS、  
(オ) 水道水質・衛生、(カ) 薬剤耐性(AMR)、(キ) 國際協力



#### 【今後の水・大気環境行政の在り方（意見具申）】（本文 \*抜粋・要旨）

##### はじめに

- 2023年度、環境省水・大気環境局の組織再編が行われる。また、中央環境審議会で第六次環境基本計画策定に向けた議論が行われる予定。
- 大気・騒音振動部会及び水環境・土壤農薬部会の共通する課題（環境基準の達成、見直し等/良好な環境の創出/水、土壤、大気の媒体横断的な課題への対応/デジタル技術を活用した環境管理/その他）を中心に、今後の水・大気環境行政の在り方を議論、重点的に取り組むべき個別課題も検討した。
- この先10年程度又はそれ以上の期間の取り組みを想定して列挙、それぞれの重大性、緊急性、不可逆性を踏まえ、可能なものは早期の実現を目指しつつ、科学的な知見の充実に応じ、適時適切に施策に反映し、取り組むことを期待する。

##### 第1章水、土壤、大気環境の現状と行政課題（略）

##### 第2章今後の水・大気環境行政の大局的考え方（略）

##### 第3章 水・大気環境行政の課題と施策の在り方

- (1) 気候変動、生物多様性、循環型社会等への対応（略）
- (2) 水・大気環境行政の共通的・統合的課題（略）

(3) 大気環境保全の重点課題 \*個別課題についての【現状と課題】は省略し、【今後の施策の在り方】を掲載した。

(ア) 大気質

光化学オキシダントのみならず、PM<sub>2.5</sub>等の大気汚染に係る環境基準についても、引き続き国内外における科学的知見の集積に努めるとともに、科学的知見の収集方法や評価方法の検討・開発等を進めることが重要である。

自動車 NOx・PM 法については、2026 年度までに対策地域において、NO<sub>2</sub> 及び SPM に係る環境基準を達成することを目標とし、電動車等のよりクリーンな自動車への代替やエコドライブ、モーダルシフト等による交通需要の調整・低減等の対策を推進するなど、大気環境の更なる改善に向けた取組を継続することが重要である。

大気汚染物質の測定におけるヘリウムガスの使用量削減方策等の検討や、事業者等による新しい測定法の検討・開発を促進するような仕組みの検討を行うべきである。

(イ) 有害大気汚染物質・石綿・水銀

有害大気汚染物質に関しては、環境目標値が未設定の B 分類物質については、化学物質関連部局と連携し、事業者における排出抑制に向けた自主的取組の推進や地方公共団体における効率的なモニタリングを実施するとともに、状況に応じて優先順位付けも行いながら、環境目標値の設定に向けた検討を行うべきである。

石綿飛散防止については、大防法の適切な運用による飛散防止対策の徹底はもとより、すべての石綿含有建材を大防法の規制対象としたことにより、建築物等の解体等工事の発注者、受注者等の関係者が多岐にわたることとなったため、それぞれの役割に応じた適切な取組の普及啓発を進めが必要である。また、事前調査を行う建築物石綿含有建材調査者等を十分に確保するとともに、育成を進めるべきである。

マニュアルに基づく地方公共団体による建築物等における石綿使用状況の把握、データベースとしての整理、関係部署との共有体制の構築といった取組が進められるよう、地方公共団体での先行事例の共有などの支援を行うことが重要である。

水銀の大気中への排出抑制については、法施行後 5 年が経過し、大防法が改正された当時に実証段階であった施設が商用化されたほか、脱炭素化やデジタル化を含め、様々な社会情勢が変化していることから、施行状況等を踏まえ、現状に即した今後の水銀大気排出対策について検討を行うべきである。

(ウ) 悪臭・騒音

悪臭に関する苦情に速やかに対応できるよう、技術動向等を踏まえた測定方法の確立や臭気対策技術の知見収集、地方公共団体等への技術的支援を行う必要がある。

騒音を適切に測定・評価する手法等について、引き続き国内外における科学的知見の集積に努めるとともに、風力発電施設から発生する騒音についても、大型化した場合の影響や累積的な影響等に関する科学的知見を集積するとともに、省エネ型温水器等から発生する騒音についても、引き続き低周波音を含む騒音の影響に関する情報収集を行うべきである。また、自動車の電動化に伴うタイヤ騒音増加への影響についても、科学的知見の集積等を行うべきである。

(エ) 国際協力（略）

(4) 水・土壤環境保全の重点課題\*個別課題についての【現状と課題】は省略し、【今後の施策の在り方】を掲載した。

(ア) 公共用水域

新しい環境基準である底層溶存酸素量の活用を推進しつつ、将来及び各地域のニーズに即した生活環境の保全に関する環境基準の在り方について検討を進めるべきである。

また、大腸菌数を指標として水環境及び水利用の安全性を含めた病原微生物管理を推進するとともに、水系感染症を引き起こす原虫やウイルス等の病原体について知見の集積に努め、大腸菌数の衛生指標としての有効性や大腸菌数以外の指標についても検討を行うことが重要である。最新の知見を踏まえた化学物質に対する人の健康の保護に関する環境基準や生物多様性を考慮した水生生物の保全に関わる環境基準の追加や見直し、排水管理の在り方についても検討を行うべきである。

水質管理のみならず、生物多様性の保全や地域づくり等にも資する総合的な水環境管理を目指すためのモデル事業を実施し、良好な水循環・水環境の創出活動の在り方を検討し、健全な水循環の維持・回復に貢献すべきである。

湖沼の水質保全については、これまで実施している湖沼水質環境適正化対策検討事業を継続するとともに、同事業で得られた結果を踏まえた対策の検討を行うべきである。

気候変動の影響や生態系の変化を踏まえ、従来の湖沼水質保全の考え方である、流入負荷を減らして湖内の水質を改善するという考え方とともに、物質循環を円滑にすることで水産資源を保全し、水質の保全との両立を図るという考え方への転換を目指し、湖沼の健全性や物質循環について評価指標等の検討を進めるべきである。

「きれいで豊かな海」の実現に向け、よりきめ細かな海域の状況に応じた水環境管理の在り方について、水質総量削減制度の見直し等も含め検討するべきである。

改正瀬戸内法施行後5年を目途に実施されるフォローアップに向け、生物多様性・生物生産性の確保に対する栄養塩類管理の効果等について情報収集・調査・研究を進め、より適切な改善対策へとつなげていくことが望まれる。

有明海及び八代海等を豊かな海として再生するため、海域環境の調査等の再生方策を実施し、当該海域の環境の保全及び改善を図ることが必要である。

藻場・干潟の保全・再生・創出の促進と地域資源としての利活用との好循環を目指す「令和の里海づくり」モデル事業を実施し、OECDの取組や改正瀬戸内法に基づく自然海浜保全地区指定にも貢献していくべきである。

海洋や沿岸域は気候変動対策、生物多様性、汚染問題等、様々な分野に関係しており、複数の課題対策による影響を相互に考慮しながら、包括的な対策を検討していくべきである。具体的には以下のとおりである。(略)

(イ) 土壤・地下水

2024年度から、改正土壤汚染対策法の見直しに向けた点検を行うべきである。

硝酸性窒素等の地域総合対策を実施する地域や、地中熱利用の促進を図る地域・事業者等に対して、引き続き成功事例の水平展開を行うべきである。

土壤や地下水が有する環境上の多様な公益的機能に関しては、関係省庁等において先行して収集・蓄積されている知見等も活用しながら、市街地等も対象にしつつ、より良い地域づくり等に活用しやすい形での情報の収集、整理等を図ることが望まれる。

#### (ウ) 農薬

水道の水源から蛇口の水まで一体的にリスク管理するとの観点から、公共用水域における農薬の影響について、引き続き登録時に審査を着実に実施することが重要である。

農薬の再評価を着実に進めるとともに、必要に応じて登録基準の見直しを検討すべきである。

農薬の長期ばく露による影響の観点に基づく評価の導入や、天敵農薬の放飼地域における定着性等の生物学的特性に基づく生活環境動植物への影響評価の導入により、リスク評価の拡充を図りつつ、農薬取締法に基づく環境影響のリスク評価及びリスク管理の更なる充実を進めるべきである。その際、諸外国におけるリスク評価手法も参考とすることが望まれる。

#### (エ) PFAS

「PFOS・PFOAに係る水質の目標値等の専門家会議」及び「PFASに対する総合戦略検討専門家会議」での議論を踏まえ、国民の安全・安心に向けた取組を推進するべきである。

#### (オ) 水道水質・衛生

環境省がこれまで培ってきた一般環境中の水質の保全に関する科学的知見や専門的な能力を活かし、水源から蛇口の水まで一体的にリスク管理することで、水道に対する国民の安全・安心をより高めるべく取り組むべきである。

具体的には、水道水質基準等について、水質調査のデータ等を踏まえて必要な見直しを行うことや、水道原水等の汚染に係るリスク管理について、関係者への必要な情報共有等、水道水質の安全対策の強化について検討すべきである。

#### (カ) 薬剤耐性 (AMR) (略)

#### (キ) 国際協力 (略)

おわりに (略)

### 意見具申までの部会審議の経緯

中央環境審議会大気・騒音振動部会、水環境・土壤農薬部会における、今後の水・大気環境行政の在り方についての審議経過。

(1) 大気・騒音振動部会及び水環境・土壤農薬部会のそれぞれにおいて、今後の大気環境行政、水環境行政の在り方について議論が行われてきました。

- ・ 第15回大気・騒音振動部会（令和3年9月10日）/・ 第16回大気・騒音振動部会（令和4年1月12日）
- ・ 第17回大気・騒音振動部会（令和4年6月22日）/・ 第3回水環境・土壤農薬部会（令和3年7月29日）
- ・ 第5回水環境・土壤農薬部会（令和4年9月15日）

(2) 令和5年度に水・大気環境局の組織再編が行われること及び中央環境審議会において第六次環境基本計画の策定に向けた議論が行われることから、大気・騒音振動部会及び水環境・土壤農薬部会が合同で開催され、両部会の所掌に共通する課題（①環境基準の達成、見直し等、②良好な環境の創出、③水、土壤、大気の媒体横断的な課題への対応、④デジタル技術を活用した環境管理、⑤その他）を中心に、今後の水・大気環境行政の在り方について議論が行われました。

- ・ 第19回大気・騒音振動部会及び第6回水環境・土壤農薬部会 合同開催（令和5年1月30日）
- ・ 第20回大気・騒音振動部会及び第7回水環境・土壤農薬部会 合同開催（令和5年5月12日）
- ・ 第21回大気・騒音振動部会及び第8回水環境・土壤農薬部会 合同開催（令和5年6月14日）

◇水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目の許容限度等の見直しについて（答申）  
（令和5年6月27日中環審第1267号）

中央環境審議会は、令和4年3月10日付けて環境大臣から諮問された「水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目の許容限度等の見直しについて」、令和5年6月27日付けて答申しました。本件は、六価クロム化合物の排出基準の設定等に関する内容を含み、環境省の今後の排水基準の設定に影響があることから、その内容について、抜粋して掲載します。

（文責：一般社団法人長野県産業環境保全協会 専務理事 古川雅文）

**答申のポイント**

- 六価クロム化合物の排水基準       $0.2\text{mg/L}$  とすることが適當。
- 六価クロム化合物の地下水浄化基準       $0.02\text{mg/L}$  とすることが適當。
- 六価クロム化合物の特定事業場に係る地下浸透基準値       $0.01\text{mg/L}$  とすることが適當。
- 六価クロム化合物の検定方法 次に示す方法が適當。
  - ・排水基準：日本産業規格K0102-3の24.3.1に定める方法又は日本産業規格K0102-3の24.3.2に定める方法。
  - ・地下水浄化基準：日本産業規格K0102-3の24.3に定める方法
  - ・特定地下浸透水における有害物質の検出：日本産業規格K0102-3の24.3.1に定める方法又は日本産業規格K0102-3の24.3.2に定める方法。
- 暫定排水基準 以下の業種について暫定排水基準を設定することが適當。
  - 電気めっき業
  - 暫定排水基準： $0.5\text{mg/L}$
  - 適用期間：3年間

**答申本文**

I. はじめに

水質汚濁防止法に基づく水質汚濁の防止に関する措置のうち、有害物質に係る排水基準として、公共用水域に関しては、昭和46年にカドミウム等の8項目について設定され、その後、昭和50年にはP C B、平成元年にはトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの2項目、平成5年にはジクロロメタン等の13項目、平成13年にはほう素、ふっ素並びに硝酸性窒素、

亜硝酸性窒素及び アンモニア性窒素の3項目、平成24年には 1,4-ジオキサンが追加された。

また、地下水に関しては、平成元年の水質汚濁防止法の改正による地下浸透 水の浸透規制の措置、平成8年の同法の改正による有害物質により汚染された 地下水の水質の浄化のために必要な措置が定められ、有害物質に係る排水基準 項目と同じ項目がこれらの規制対象項目に順次追加され、平成24年には排水基準項目とは別に、塩化ビニルモノマー及び 1, 2-ジクロロエチレンが追加された。

このように、有害物質の排水基準、地下浸透規制等については、その当時の汚染実態等を踏まえて順次項目の追加を行い、規制を適正に行うこと等を通じて、水質汚濁に関する環境基準の維持・達成、水質汚濁の防止、ひいては国民の健康保護が図られてきた。

その後、公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環 境基準の項目である六価クロムについては、新たな知見を踏まえ、令和3年10月に環境基準値の変更が行われたところである。

このような状況を踏まえ、令和4年3月10日に、環境大臣から中央環境審議会会長に対して、「水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等 の規制に係る基準等の見直しについて」の諮問がなされた。

この諮問について、中央環境審議会における審議に先立ち、環境省において「令和4年度 六価クロム化合物の排水基準等の見直しに係る検討会」を設置して内外の科学的知見の収集、公共用水域及び地下水における検出の状況や工場・事業場からの排水及び処理技術の実態の把握を行うとともに、関係省庁及び関係業界の取組等を踏まえ、慎重に検討が進められた。

その結果を踏まえ審議したところ、以下のとおり結論を得たのでここに答申する。

## 2. 公共用水域への排水規制及び地下浸透規制等のあり方について

### (1) 水質汚濁防止法における排水基準の考え方

水質汚濁防止法では、公共用水域の水質汚濁の未然防止の観点から、有害 物質及び生活環境項目の双方について、全公共用水域に排出される全ての特 定事業場からの排出水に対して全国一律の排水基準を適用することとされて いる。このうち、有害物質については、原則として、人の健康の保護に關 する環境基準値の10倍に設定されているが、これは排出水の水質は公共用 水域に排出されると、そこを流れる河川水等により、排水口から合理的な距 離を経た公共用水域において、通常少なくとも10倍程度に希釈されると想定されることに基づくものであ る。

### (2) 排水基準の設定について

有害物質の規制に係る排水基準についての従来の考え方を踏襲し、既規制 項目で環境基準が強化された六価クロム化合物についても、新しい環境基準 (0.02mg/L) の10倍値(0.2mg/L)を排水基準とすることが適当である。

### (3) 地下水浄化基準の設定について

地下水の水質の浄化措置命令（法第14条の3）に関する浄化基準については、人の健康 を保護する上で維持されることが望ましい基準として設定されている地下水の環境基準とこれ

まで同じ値に設定されてきた。このことから、六価クロム化合物についても従来の考え方を踏襲し、地下水環境基準と同じ値 (0.02mg/L) とすることが適当である。

#### (4) 特定事業場に係る地下浸透規制について

特定施設の設置等に係る届出に対する計画変更命令等（法第8条）、特定 地下浸透水の浸透の制限（法第12条の3）及び改善命令等（法第13条の2）に関する「特定地下浸透水が有害物質を含むものとしての要件」は、環境大臣が定める検定方法（平成元年環告第39号）により特定地下浸透水の汚染状態を検定した場合において、検定方法の告示別表の備考の欄に掲げる値（以下「地下浸透基準値」という。）以上の有害物質が検出される場合とされている。

これまで地下浸透基準値は、日本工業規格に定める検定方法の定量範囲等を考慮し、地下水環境基準値の10分の1倍値又は検定方法の定量下限値に設定されてきた。六価クロム化合物に係る検定方法については、(5)に示す検定方法を用いることが適当であると考えられ、この検定方法の定量下限 値のうち最大のものが 0.01mg/L であることから、六価クロム化合物についても従来の考え方を踏襲し、地下浸透基準値は 0.01mg/L とすることが適当である。

#### (5) 検定方法

基準値を強化する六価クロム化合物の検定方法については、以下に示す方法によることが適当である。

##### ア 排水基準

日本産業規格（以下「規格」という）K0102-3 の 24.3.1 に定める方法（着色している試料又は六価クロムを還元する物質を含有する試料で検定が困難なものにあつては、規格 K0102-3 の 24.3.3.4 の b) の 1)から 5)まで及び規格 K0102-3 の 24.2 に定める方法）又は規格 K0102-3 の 24.3.2 に定める方法（ただし、塩分の濃度の高い試料を検定する場合にあつては、規格 K0170-7 の 7 の a)又は b)に定める操作を行うものとする。）

項目	公定法	JISK0102-3		定量範囲
		規格	分析方法	
六価クロム 化合物	○	24.3.1	ジフェニルカルバジド吸光光度分析法	0.01 ~ 1 mg/L
	○	24.3.2	流れ分析法 (ジフェニルカルバジド吸光光度分析法)	0.005 ~ 5 mg/L
	着色している試料又は六価クロムを還元する物質を含有する試料で検定が困難なものにあつては、規格 K0102-3 の 24.3.3.4 の b) の 1)から 5)まで及び規格 K0102-3 の 24.2 に定める方法			
	○	24.2.1	ジフェニルカルバジド吸光光度分析法	0.01 ~ 1 mg/L
	○	24.2.2	フレーム原子吸光分析法	0.2 ~ 5 mg/L
	○	24.2.3	電気加熱原子吸光分析法	0.005 ~ 0.1 mg/L
	○	24.2.4	ICP 発光分光分析法	0.01 ~ 5 mg/L
	○	24.2.5	ICP 質量分析法	0.0005 ~ 0.5 mg/L

##### イ 地下水浄化基準

規格 K0102-3 の 24.3 (規格 K0102-3 の 24.3.3 及び 24.3.7 を除く。) に定める方法（ただし、規格 K0102-3 の 24.3.2 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格 K0170-7 の 7 の a) 又は b)に定める操作を行うものとする。）

項目	公定法	JISK0102-3		定量範囲
		規格	分析方法	
六価クロム 化合物	○	24.3.1	ジフェニルカルバジド吸光光度分析法	0.01 ~ 1 mg/L
	○	24.3.2	流れ分析法 (ジフェニルカルバジド吸光光度分析法)	0.005 ~ 5 mg/L
	○	24.3.4	電気加熱原子吸光分析法	0.005 ~ 0.1 mg/L
	○	24.3.5	ICP 発光分光分析法	0.01 ~ 5 mg/L
	○	24.3.6	ICP 質量分析法	0.0005 ~ 0.5 mg/L

#### ウ 特定地下浸透水における有害物質の検出

規格 K0102-3 の 24.3.1 に定める方法（着色している試料又は六価クロムを還元する物質を含有する試料で検定が困難なものにあっては、規格 K0102-3 の 24.3.3.4 の b) の 1)から 5)まで及び規格 K0102-3 の 24.2（規格 K0102-3 の 24.2.2 を除く。）に定める方法）又は規格 K0102-3 の 24.3.2 に定める方法（ただし、塩分の濃度の高い試料を検定する場合にあっては、規格 K0170-7 の 7 の a)又は b)に定める操作を行うものとする。）

項目	公定法	JISK0102-3		定量範囲
		規格	分析方法	
六価クロム 化合物	○	24.3.1	ジフェニルカルバジド吸光光度分析法	0.01 ~ 1 mg/L
	○	24.3.2	流れ分析法 (ジフェニルカルバジド吸光光度分析法)	0.005 ~ 5 mg/L
	着色している試料又は六価クロムを還元する物質を含有する試料で検定が困難なものにあっては、規格 K0102-3 の 24.3.3.4 の b) の 1)から 5)まで及び規格 K0102-3 の 24.2 に定める方法（規格 K0102-3 の 24.2.2 は除く）			
	○	24.2.1	ジフェニルカルバジド吸光光度分析法	0.01 ~ 1 mg/L
	○	24.2.3	電気加熱原子吸光分析法	0.005 ~ 0.1 mg/L
	○	24.2.4	ICP 発光分光分析法	0.01 ~ 5 mg/L
	○	24.2.5	ICP 質量分析法	0.0005 ~ 0.5 mg/L

### 3. 暫定排水基準について

暫定排水基準については、一般に、工場等における現在の排水対策や排水処理技術では排水基準に対応できない場合において、工場等の排水濃度実態や適用可能な排水処理技術等についての評価を的確に行うとともに、現時点において現実的に対応が可能な排水濃度のレベルとして業種毎に定めることとされている。また、将来的な排水対策及び技術開発の動向等を踏まえ、必要に応じその見直しを行うこととして定めることが適当である。具体的には、以下の業種について暫定排水基準を設定することが適当である。

- ・電気めっき業
- 暫定排水基準値：0.5mg/L
- 適用期間：3年間

#### 4. おわりに

今回、水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目の許容限度等の見直しについて検討を行い、以上のとおり結果を取りまとめた。

六価クロム化合物に係る排水規制の施行に当たっては、暫定排水基準を設定することとした業種について、速やかに水質汚濁防止法第3条第1項に基づく排水基準に対応することができるようにする必要があると考える。

\*以下別紙省略

#### 審議経過

令和4年3月10日

環境大臣から中央環境審議会会長に対し、「水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る基準等の見直しについて」 諸問

水環境・土壤農薬部会へ付議

令和5年2月3日 令和4年度 六価クロム化合物の排水基準等の見直しに係る検討会  
(主な議題)

- ・六価クロム化合物の排水基準等の見直しについて
- ・聞き取り調査

今回のテーマ 『省エネ発想をいったん捨てる?』

中村環境コンサルタント事務所 中村秋男\*

●日経の 6/30 新聞記事にオムロンの取組が紹介されていた。オムロンの事例では、作りかけスペースを削減する事で、空調の電力を 30% 削減するとともに、各作業員が次工程の生産に合わせる事で、生産性が高まり、生産台数が 1,000 台から 1,300 台に上がり、エネルギー効率は 1.85 倍になったとの事でした。また、製品の販売データを日々集計し、売れた分だけ生産して出荷する「需要連動型生産」を導入して、中間品や完成在庫が減り、スペースが生まれた。更に、基板を加熱して部品をはんだ付けするラインは消費電力が大きい設備を使う。生産状況とエネルギー消費量を詳細に分析した結果、モノが流れていらないにもかかわらず、設備が稼働している時間があったことがわかった。柔軟に設備の稼働を制御することで、エネルギー効率を 1.75 倍に向上させた。

従来の「省エネ」は動いている事を前提に、効率を上げる事を実施してきたが、これからは生産効率や、エネルギー効率、スペース効率などを改善する事が求められる。

●生産効率やエネルギー効率の改善は、昔から行われている方法で、トヨタ式「カイゼン」が有名です。「改善」は悪いところを良くする。に対してカタカナの「カイゼン」では自ら課題を認識し、自ら対策を考え、改善していく意味があるようです。更に「KAIZEN」は世界的に活用される言葉になっています。最近のニュースで『テスラの「カイゼン」本家トヨタ学ぶ』があった。車体部品は従来 100 点超の板金部品を溶接などでつなぎあわせてつくってきた。これに対し、テスラのメガキャスティングは大型ダイカストマシンで成型したわずか 2 点でつくれる。トヨタはテスラの「メガキャスティング」を採用するそうだ。

これによりトヨタは生産工程を 1/2 にすることを目指している。大幅な CO<sub>2</sub> 削減となる。

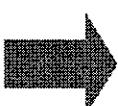
●精工技研と東海理化が発表した、型内塗装技術では、従来別々に行っていた「成形工程」「塗装工程」「乾燥工程」の各工程を、射出成形機を用いて金型内で一貫して行う。「塗装工程」や、CO<sub>2</sub> が多く発生する「乾燥工程」を省略することで、消費する電力を削減することができる。また、全ての工程をひとつの射出成形機で行うことができるため、工場内での省スペース化にも貢献、生産効率の向上が可能となる。CO<sub>2</sub> で約 60%、スペースで 80% の削減となる。

●中小企業ではモノの作り方を大きく変える「カイゼン」は難しいと思いますが、スペースのムダ、工程のムダ、不良のムダ、機械停止のムダなどは従来の方法で「カイゼン」できます。本業部分での取り組みが「省エネ」取組につながります。その時に大切なことは「思い込み」を捨てる事です。以前やってみたがうまくいかないとか、この機械は止められない、など最初から諦めるのではなく、何でもトライする気持ちが大切です。やってみれば意外とうまくいく事が多いものです。

2023年度

# エコアクション21セミナー

オンラインセミナー 全4回シリーズ開催



ゼロカーボン、SDGsは目標

エコアクション21は手段



全世界が気候変動対策を緊急課題としてその解決に動き出しており、その中で国、長野県は気候非常事態宣言をして、取組を開始しています。また、国連が策定し、人類の共通目標であるSDGs達成に向けても大きな動きが見られます。これらの目標を実現する手段の一つとして、環境省が策定した環境マネジメントシステムであるエコアクション21が注目されています。

今年度のセミナーは4回シリーズで1. ゼロカーボン達成の道具としてのエコアクション21、2. 構築と運用の実務、3. 省エネと再エネ、4. 経営に活かすエコアクション21、と毎回テーマを決めてオンラインで開催いたします。エコアクション21やSDGsにこれから取り組みたいと考えている方、すでに取り組んでおり、活動内容の向上を考えている方、いずれも参加が可能です。

経営者、企業及び自治体の担当者の方々等大勢の皆様のご参加をお待ちしております。

各回すべてオンライン（Zoom）による開催

**第1回 ゼロカーボン達成の道具としてのエコアクション21**

2023年6月14日(水) 13:30 ~ 15:20

13:30 ～14:30	エコアクション21を道具として使う ゼロカーボン達成にどう向かうか	エコアクション21審査員 小泉弘人氏
14:40 ～15:20	事例発表 本業での改善と再エネ利用でゼロカーボンを目指す 省エネ、再エネ、環境に良い製品	株式会社セルコ 代表取締役社長 小林靖知氏

**第2回 エコアクション21構築・運用の実務**

2023年7月11日(火) 13:30 ~ 15:20

13:30 ～14:30	役に立つエコアクション21運用の実務 ガイドライン2017年版の正しい理解 審査書類作成方法	エコアクション21審査員 宇野親治氏
14:40 ～15:20	事例発表 品質・安全・環境・健康に取り組み SDGs達成を エコアクション21オブザイア-2022 優良賞受賞	高木建設株式会社 常務取締役 高木亞矢子氏

**第3回 エコアクション21でゼロカーボンを目指す(実践編)**

2023年9月12日(火) 13:30 ~ 15:20

13:30 ～14:30	エコアクション21で省エネ・再エネに取り組む 中小企業での省エネ展開(事例を中心)に)	エコアクション21審査員 小林和男氏
14:40 ～15:20	再生可能エネルギー事例発表 自家消費型太陽光発電によるゼロカーボン電源導入の事例紹介	株式会社サンジュニア 代表取締役社長 西原弘樹氏

**第4回 経営に活かすエコアクション21**

2023年10月17日(火) 13:30 ~ 15:20

13:30 ～14:30	経営に活かすエコアクション21 課題解決の道具として徹底活用	エコアクション21審査員 北條敏彦氏
14:40 ～15:20	事例発表 エコアクション21を経営に組み込む ゼロカーボンとプラスチックに関わる諸問題への対応	信濃化学工業株式会社 常務取締役 宮原秀夫氏

**1. 定員 各50名**

各回全て参加無料

主催：長野県 (一社)長野県産業環境保全協会 (EA21 地域事務局長野産環協)

共催：(一社)長野県環境保全協会 (一社)長野県資源循環保全協会 (一社)長野県建設業協会 長野県工業会

後援：(一社)長野県経営者協会

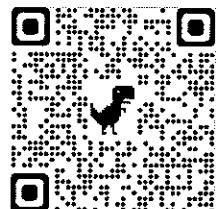
長野県中小企業団体中央会

(一社)長野県商工会議所連合会

長野県商工会連合会

## 2. セミナー申込方法

参加ご希望の方は各開催日の1週間前までに下記のフォームから  
お申込みください。 <https://forms.gle/nigENJbcxxZM1zoR7>



申込 QR コード

下記の申込書でFAX又はEmailでも結構です。(受講料 無料)

〒380-0936 長野市中御所岡田 131-10 (一社)長野県産業環境保全協会 講習会係

Tel 026-228-5886 Fax 026-228-5872 E-mail [ea21nasa@nasankan.or.jp](mailto:ea21nasa@nasankan.or.jp)

### ★オンラインセミナー受講にあたって

1. Zoom の利用は無料です。パソコン、スマホ、タブレットのいずれでも利用が可能です。
2. 参加申込者には開催日2日前までに別途メールにてミーティング URL 等をご案内いたします。
3. 参加申込者には事前に資料を電子ファイルで配布いたします。

FAX の場合は切り取らずにこのまま送信してください。

年 月 日

### エコアクション21セミナー参加申込書

(一社)長野県産業環境保全協会 御中

企業・団体名 \_\_\_\_\_

所在地 〒 \_\_\_\_\_

Tel \_\_\_\_\_ Fax \_\_\_\_\_

参加者氏名	所 属	Email アドレス	参加したいプログラム (該当するものに○)
			第1回 第2回 第3回 第4回

各回、参加申し込みされた方全員に事前にミーティング URL、資料(電子ファイル)をお送りいたしますので、必ずEmailアドレスをご記載ください。

## 令和5年度環境課題解決研究会のテーマを募集します

令和4年度に引き続きまして、今年度も環境課題解決研究会を開催いたします。会員企業の排水管理ご担当者様を中心として、参加者同士で日頃の業務上の課題などについて話し合い、互いに勉強をする場となっております。

今年度は「排水処理について」を大きなテーマとして開催いたします。その中で聞いてみたい話や、講師として呼びたい方などがいらっしゃいましたら是非ご意見を頂きたいと思います。よろしくお願ひいたします。

開催の概要は以下のとおりとなります。

- ・日時 令和5年11月下旬 15:00～、90分程度（予定）
- ・開催方法 オンライン形式 \*Zoom利用
- ・対象 会員企業の環境担当者 \*排水管理担当者等
- ・内容
  - (1) 排水処理についての講演会等
  - (2) 会員企業同士のグループ懇談会

### 応募について

1. 募集内容 「排水処理について」の中で聞きたい話題、呼びたい講師など
2. 応募方法 下記の連絡先にメールまたは電話でご連絡ください。
3. 締め切り 2023年8月21日（月）

〒380-0936 長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館 5階

（一社）長野県産業環境保全協会 講習会係

問い合わせ：Tel 026-228-5886 E-mail [nasankan@alps.or.jp](mailto:nasankan@alps.or.jp)

## 知っておきたい環境法規制の基礎知識（第15回）

### ～事故時の措置と、流出のリスクについて～

#### 1. 事故時の措置について

水質汚濁防止法では、施設の破損などの事故が発生し、有害物質等が河川等の公共用水域や地下に排出されたことにより、人の健康や生活環境に被害を生ずるおそれがあるときは、事故時の措置として「応急の措置を講じるとともに、その事故の状況等を都道府県知事等に届け出る」ことを義務付けている。

#### (1) 対象となる施設

対象となる施設は特定施設、指定施設、貯油施設である。

表1. 事故時の措置の対象となる施設

施設種類	内容
特定施設	汚水又は廃液を排出する施設
指定施設	有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は指定物質を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設
貯油施設	重油その他の政令で定める油を貯蔵し、又は油を含む水を処理する施設

#### (2) 対象となる物質等

対象となる物質は以下のとおり。

表2. 事故時の措置の対象となる物質

物質	内容
有害物質	カドミウムなどの人の健康に被害を生ずるおそれがある物質
指定物質	有害物質や油を除き、公共用水域に多量に排出されることにより人の健康や生活環境に被害を生ずるおそれがある物質
生活環境項目	特定施設から排水基準に適合しないおそれがある水が排出された場合に適用
油	原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油及び動植物油

#### (3) 指定物質について

指定物質とは、公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質である。

指定物質の指定については、「水質汚濁防止法に基づく事故時の措置及びその対象物質について（答申）」（平成23年2月中央環境審議会）により、水環境において、人の健康の保護や生活環境の保全等の観点から環境基準や要監視項目等に設定された物質が指定対象とされた。

前回の指定物質の見直しから一定期間が経ち、平成25年3月に直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩が環境基準に追加されるとともに、平成25年3月にアニリンが、令和2年5月にPFOA及びPFOSがそれぞれ要監視項目に追加された。

## 2. 長野県内の事故例

長野県内では毎年水質汚濁事故が発生しており、令和4年度の発生件数は117件であった（個人宅、事業所、交通事故の合計）（長野県環境部水大気環境課把握分）。ここでは長野県内で起こった流出事故を紹介する。このケースでは行政処分に加え、流出先の流域の漁協から刑事告発され、会社と社長が書類送検された。

2021年6月、茅野市のプリント基板製造会社が銅を含む廃液2670Lを、上川につながる用水路に流出させた。廃液には810mg/Lの銅が含まれていた。

2021年7月には県が立ち入り検査をし、行政指導をした。その後、2022年6月に諏訪東部漁協（茅野市）が水質汚濁防止法違反容疑で刑事告発をし2023年2月に同社と社長が水質汚濁防止法違反の疑いで書類送検された。

## 3. 事故発生時のリスクについて

前述の事故例のように、ひとたび流出事故を起こして流域に被害を出してしまうと行政処分や刑事処分などを受けることとなる。それぞれ処分等の詳細は以下のとおりである。行政処分の対象は会社であるのに対し、刑事処分は個人も対象に含まれることに注意してほしい。

### (1) 行政処分

行政機関が国民に対し、法規に基づいて権利を与えたまま義務を負わせたりすること。営業の認可、租税の賦課など、行政行為である。処分される対象は会社である。

### (2) 損害賠償

他人に与えた損害を填補（てんぽ）し、損害がないのと同じ状態にすること。民法上、債務不履行と不法行為を主な原因とし、被害者はそれを請求する権利がある。

### (3) 刑事処分

犯罪に対して刑罰を科する処分であり、処分される対象は会社または個人である。

## 4. 事故を防ぐために

流出事故を起こさないためには、日頃の心掛けや、敷地外に出さない構造にしておくこと等が重要である。以下の様な点に注意していただきたい。会社内に何が保管されているかを確認し、適切に保管されているかどうかを確認し、流出しないよう努めてほしい。

- ・有害物等の貯蔵タンクや燃料タンク、その配管に腐食や亀裂がないか、貯蔵量が急激に減っていないか、定期的に点検をする。
- ・有害物等の貯蔵タンクや燃料タンクの下に受けを設置したり、浸透しない床材にする等、内容物が漏れたとしても直ぐに環境中への流出を防止する構造にする。
- ・給油時や内容物の移し替え作業をする時は、漏れたり、オーバーフローをさせないよう、その場を離れないようにする。

## 環境法令改正情報

4月1日～7月24日

(注) 省令以上の法令を掲載しています。 \*参考資料を掲載している法令です。

4月	改正法令	概要
4日	農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令（農林水産・環境二） *1	農薬取締法第4条（登録の拒否）第1項第11号の規定に基づき、農薬取締法第4条第1項第11号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令を定め、令和5年10月1日から施行する。経過措置あり。
21日	有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令（厚生労働六九） *2	労働安全衛生法第27条第1項の規定に基づき、有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正し、公布の日から施行する。ただし、第2条（特定化学物質障害予防規則の一部改正）及び第4条（労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の一部改正）の規定は、令和5年10月1日から、第3条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
24日	労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（厚生労働七〇） *3	労働安全衛生法及び関係法令の規定に基づき、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）の一部を改正し、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年1月1日から施行する。
5月	改正法令	概要
2日	絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の附属書Ⅲの改正に関する件（外務一九一、一九二）	絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（1975.7.1 効力発生 1980.11.4 日本効力発生 以下「ワシントン条約」という。）の附属書Ⅲ（締約国が自国内の保護のため、他の締約国・地域の協力を必要とするもの）の一部は、条約第16条（附属書Ⅲ及びその改正）の規定に従い、改正され、①その改正は、令和5年5月4日に効力を生じる。（令和5年2月3日付け条約事務局通告）外務省告示第191号。②その改正は、令和5年5月21日に効力を生じる。（令和5年2月20日付け条約事務局通告）外務省告示第192号。
12日	気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律（二三）	1 気候変動適応法の一部改正 概要：目的に熱中症対策の推進を追加し、所要の規定を整備する。2 独立行政法人環境再生保全機構法の一部改正 概要：同機構の目的に熱中症対策に関する情報の整理等を追加し、業務の範囲に追加する。3 施行期日 公布の日から起算して1年を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。ただし、気候変動適応法の一部改正関係の一部規定についてはについては、公布の日から起算して1月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

5月	改 正 法 令	概 要
19日	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（三二）	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律を公布し、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。趣旨：世界規模でグリーン・トランسفォーメーション（GX）実現に向けた投資競争が加速する中で、我が国でも2050年カーボンニュートラル等の国際公約と産業競争力強化・経済成長を同時に実現していくためには、今後10年間で150兆円を超える官民のGX投資が必要。その実現に向けて、「GX実現に向けた基本方針」に基づき、（1）GX推進戦略の策定・実行、（2）GX経済移行債の発行、（3）成長志向型カーボンブライシングの導入、（4）GX推進機構の設立、（5）進捗評価と必要な見直しを法定するもの。
	気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（一八四）	気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日は、令和5年6月1日とする。
26日	毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（一九三）	概要：①次に掲げる物を劇物に指定する。三-アミノプロパン—オール及びこれを含有する製剤。ただし、三-アミノプロパン—オール一パーセント以下を含有するものを除く。②次に掲げる物を劇物から除外する。i 四酸化ニアンチモン及びこれを含有する製剤 ii ニ-イソプトキシエタノール一五パーセント以下を含有する製剤③経過措置④この政令は令和5年6月1日から施行する。ただし、②については、公布の日から施行する。
6月	改 正 法 令	概 要
7日	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令（二〇二）	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（通称「組織整備法」）第12条の2（受験手数料）の規定に基づき、公害防止管理者試験及び公害防止主任管理者試験の受験手数料の額を改定し、公布の日から施行する。
16日	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（経済産業・環境二）	民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術利用に関する法律（略称「e-文書通則法」）第3条（（電磁的記録による保存））第1項及び第6条（（電磁的記録による交付等）第1項並びに「e-文書通則法」施行令第2条（（電磁的記録に記録されている事項の電磁的方法による交付等の承諾等）第1項の規定に基づき、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（略称「バーゼル法」）施行規則に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則を定め、令和5年6月1日から施行する。

6月	改 正 法 令	概 要
23日	大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令（環境一〇） ＊4	大気汚染防止法の規定に基づき、大気汚染防止法施行規則の一部及び大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令の一部を改正し、公布の日から施行する。ただし、第1条（大気汚染防止法施行規則の一部改正）の規定（大気汚染防止法施行規則第16条の5（解体等工事に係る調査の方法）及び同施行規則第16条の11（解体等工事に係る調査の結果の報告））は、令和8年1月1日から施行する。
7月	改 正 法 令	概 要
7月1日～7月24日は、該当なし		

\*掲載する参考資料

- \* 1 農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令（農林水産・環境二）
- \* 2 有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令の施行について（厚生労働省労働基準局長通知）
- \* 3 労働安全衛生法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の施行について  
(厚生労働省労働基準局長通知)
- \* 4 大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について（環境省報道発表資料）

## ※ | ○農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令

(令和五年農林水産省・環境省令第二号)

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第四条第一項第十一号の規定に基づき、農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令を次のように定める。

農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令

農薬取締法（以下「法」という。）第四条第一項第十一号に規定する農林水産省令・環境省令で定める場合は、次に掲げるときとする。

- 一 当該農薬が、法第二条第二項の規定により農薬とみなされた天敵であり、かつ、法第三条第二項第三号に掲げる事項についての申請書の記載に従い一般的に使用された場合において、多くの場合、その使用に伴うと認められる生活環境動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがあるとき。
- 二 当該農薬の原料のうち農薬原体を除く部分における別表に掲げるいずれかの物質の含有量が、当該農薬の全重量の〇・一パーセント以上であるとき。

附 則 （令和五年四月四日農林水産省・環境省令第二号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和五年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行前にされた法第三条第一項の登録の申請であつて、この省令の施行の際、登録をするかどうかの処分がされていないものについての処分については、なお従前の例による。

別表

- 一 アクリルアミド
- 二 アモサイト
- 三 一一エチルピロリジン一二一オン
- 四 エチレンオキシド
- 五 エチレングリコールモノエチルエーテル（別名セロソルブ）
- 六 エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート（別名セロソルブアセテート）
- 七 エチレングリコールモノメチルエーテル（別名メチルセロソルブ）
- 八 エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート
- 九 エピクロロヒドリン
- 十 キノリン
- 十一 クリソタイル
- 十二 クロシドライト
- 十三 鉛油（高度に精製されたものを除く。）
- 十四 一・二一ジクロロエタン（別名二塩化エチレン）
- 十五 四ホウ酸ナトリウム

- 十六 四ホウ酸ナトリウム五水和物
- 十七 四ホウ酸ナトリウム十水和物
- 十八 N・N-ジメチルホルムアミド
- 十九 十三酸化八ホウ素二ナトリウム四水和物
- 二十 獣脂アルキルアミンのエトキシ化物
- 二十一 二-ニトロプロパン
- 二十二 ニトロベンゼン
- 二十三 一・三-ブタジエン
- 二十四 フタル酸ジイソブチル
- 二十五 フタル酸ジ-ノルマルーブチル
- 二十六 ベンゼン
- 二十七 ベンゾ [a] ピレン
- 二十八 ホルムアミド
- 二十九 ホルムアルデヒド
- 三十 N-メチルホルムアミド

基発0421第1号  
令和5年4月21日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公印省略)

### 有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令の施行について

有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第69号）については、令和5年4月21日に公布され、公布日から施行（一部規定については、令和5年10月1日又は令和6年4月1日から施行）することとされたところである。その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期したい。

#### 記

##### 第1 改正の趣旨及び概要等

###### 1 改正の趣旨

（1）令和4年の労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第82号）により、有害性等の掲示が義務付けられている物質の対象拡大、当該掲示内容の見直し等を行い、令和5年4月1日から施行されたところである。当該改正に伴い、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）の有害性等の事項の掲示の対象物質を、現行の特化則第38条の3に規定する特別管理物質から、全ての特定化学物質に拡大するとともに、特化則の掲示の規定について、所要の改正を行ったものであること。

（2）有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号。以下「有機則」という。）第24条第1項に定める掲示事項について、その掲示方法等は同条第2項において厚生労働大臣が別に定めることとしているところ、最新のデジタル技術等の活用も見据え、掲示方法等については通達等で具体化することとし、同項の規定を削除したものであること。

## 2 改正の概要

- (1) 特化則第38条の3に規定する有害性等の掲示の対象物質を全ての特定化学物質としたこと。
- (2) 有機則第24条第2項における掲示の内容及び方法を厚生労働大臣が別に定める規定を削除したこと。
- (3) その他、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第66号）及び特化則について所要の改正を行ったこと。

## 3 施行期日

改正省令は、公布日（令和5年4月21日）から施行すること。ただし、2（1）及び（3）のうち労働安全衛生規則等の一部を改正する省令を改正する規定については、令和5年10月1日から、2（3）のうち特化則を改正する規定については、令和6年4月1日からそれぞれ施行すること。

## 第2 細部事項

### 1 特化則第38条の3条関係

特化則の有害性の掲示対象は、全ての特定化学物質に拡大されるが、使用すべき保護具の掲示の対象については、特別管理物質及び保護具の使用義務がある作業場所に限定されることに留意すること。

### 2 有機則第24条第2項関係

- (1) 本項が削除されることに伴い、「有機溶剤中毒予防規則の規定により掲示すべき事項の内容及び掲示方法」（昭和47年労働省告示第123号。以下「廃止告示」という。）については、「昭和四十七年労働省告示第百二十三号（有機溶剤中毒予防規則の規定により掲示すべき事項の内容及び掲示方法を定める等の件）を廃止する件」（令和5年厚生労働省告示第113号）により、令和5年3月30日をもって廃止されていること。
- (2) 廃止告示に規定されていた掲示の内容及び方法等については、「労働安全衛生規則第592条の8等で定める有害性等の掲示内容について」（令和5年3月29日付け基発0329第32号）で具体的に示しているので、今後は、当該通達に基づき掲示することが求められること。

## 第3 関係通達の改正について

- 1 「労働安全衛生規則第592条の8等で定める有害性等の掲示内容について」の1（1）の柱書について、次表のとおり改正する。

改正後	改正前
<p>労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第592条の8、有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号。以下「有機則」という。）第24条第1項、鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号）第51条の2、四アルキル鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第38号）第21条の2、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）第38条の3、第38条の17第1項第2号、第38条の18第1項第2号及び第38条の19第1項第18号、粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。）第23条の2並びに石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）第34条（以下「安衛則第592条の8等」という。）に基づき掲示の対象となる物質（以下「掲示対象物質」という。）により「生ずるおそれのある疾病の種類」の記載方法については、次に掲げる方法のうち、事業場において取り扱う物質に応じてふさわしい方法を選択すること。なお、アからウまでに掲げる方法による記載が可能な場合は、当該方法で記載することが望ましいこと。</p>	<p>労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第592条の8、有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号。以下「有機則」という。）第24条第1項、鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号）第51条の2、四アルキル中毒予防規則（昭和47年労働省令第38号）第21条の2、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）第38条の3、第38条の17第1項第2号、第38条の18第1項第2号及び第38条の19第1項第18号、粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。）第23条の2並びに石綿障害予防規則（平成17厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）第34条（以下「安衛則第592条の8等」という。）に基づき掲示の対象となる物質（以下「掲示対象物質」という。）により「生ずるおそれのある疾病の種類」の記載方法については、次に掲げる方法のうち、事業場において取り扱う物質に応じてふさわしい方法を選択すること。なお、アからウまでに掲げる方法による記載が可能な場合は、当該方法で記載することが望ましいこと。</p>

\*3

基発0424第2号  
令和5年4月24日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公印省略)

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の一部を改正する  
省令の施行について

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令(令和5年厚生労働省令第70号。以下「改正省令」という。)については、令和5年4月24日に公布され、公布日から施行(一部規定については、令和6年1月1日から施行)することとされたところである。その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第1 改正の趣旨及び概要等

1 改正の趣旨

今般、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第91号。以下「令和4年改正省令」という。)による改正後の労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)等について、より円滑な施行を期すため、所要の改正を行ったものである。

2 改正省令の概要

(1) 化学物質の含有量の通知関係

令和4年改正省令による改正後の安衛則第34条の2の6において、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第57条の2第1項の規定による文書(以下「SDS」という。)の交付等による通知事項のうち、成分の含有量については、重量パーセントの通知が義務付けられたところ、当該通知により、契約又は事業者の財産上の利益を不当に害するおそれがあるものについて、営業上の秘密を保持しつつ、必要な情報を通知するため、成分の含有量の通知方法について追加

の規定を設けたものであること。

(2) 改善が困難とされた第三管理区分場所の測定関係

令和4年改正省令による改正後の有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号。以下「有機則」という。）第28条の3の2第5項等の規定による測定を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させる等の措置を講じた場合は、有機則第28条第2項等の規定による作業環境測定を行うことを要しないこととしたこと。

(3) 有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第69号）の施行に伴う所要の改正を行ったものであること。

3 施行日(改正省令附則関係)

改正省令は、公布日から施行することとしたこと。ただし、2(3)に係る規定については、令和6年1月1日から施行することとしたこと。なお、改正省令による改正後の令和4年改正省令の規定については、令和6年4月1日施行であること。

## 第2 細部事項

1 化学物質の含有量の通知（安衛則第34条の2の6第2項関係）

(1) 有機則、鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号。以下「鉛則」という。）、四アルキル鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第38号）及び特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）の適用対象物質については、その含有量によって法令の適用関係を明らかにする必要性等があることから、本規定の適用を除外したものであること。

(2) 「当該物の成分の含有量について重量パーセントの通知をすることにより、契約又は交渉に関し、事業者の財産上の利益を不当に害するおそれがあるもの」とは、当該成分の含有量がいわゆる営業上の秘密に該当するものをいうこと。また、「その旨を明らか」にする方法は、S D Sにおいて、当該成分の含有量が営業上の秘密に該当することを記載する等の方法があること。

(3) 「10パーセント未満の端数を切り捨てた数値と当該端数を切り上げた数値との範囲」とは、「10-20%」等の10パーセント刻みの記載方法をいうこと。この規定は法令上の最低基準であるため、10パーセント刻みより狭い幅の濃度範囲を通知することは当然に可能であること。

- (4) 「成分の含有量に係る秘密が保全されることを条件」とは、秘密保持契約その他の秘密の保全のために一般的に必要とされる方法をいうものであり、不当に厳しい措置を譲渡・提供する相手方に求め、必要な情報の提供を阻害することを認める趣旨ではないこと。一方で、相手方の事業者が、秘密の保全のために一般的に必要とされる措置の実施に応じない場合は、より詳細な内容を通知する必要はなく、10パーセント刻みで通知すればよいこと。
- (5) 「当該相手方の事業場におけるリスクアセスメントの実施に必要な範囲内において、当該物の成分の含有量について、より詳細な内容を通知」とは、数理モデルに入力を求められる含有量の情報など、客観的な理由により、リスクアセスメントの実施に必要であると認められる含有量に関する内容を、10パーセント刻みより狭い幅の濃度範囲又は重量パーセントで通知する趣旨であること。
- (6) 本項前段の規定による通知には、「成分及びその含有量」が営業上の秘密に該当する場合に、SDSには営業上の秘密に該当する旨を記載の上、成分及びその含有量の記載を省略し、秘密保持契約その他の秘密の保全のために一般的に必要とされる措置を講じた上で、成分及びその含有量を別途通知する方法が含まれること。

- 2 改善が困難とされた第三管理区分場所の測定（令和4年改正省令による改正後の有機則第28条の3の2第5項、鉛則第52条の3の2第5項、特化則第36条の3の2第5項及び粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号）第26条の3の2第5項関係）
- (1) 有機則第28条の3の2第5項等において第三管理区分に区分された場所は、作業環境管理専門家の判断により改善措置等を実施しても改善困難な場所であること、6月以内ごとに1回、個人サンプリング測定等により物質の濃度の測定（以下「保護具選択測定」という。）を行い、呼吸用保護具の有効性を担保していることから、重ねて6月以内ごとに1回の作業環境測定を義務付けなくても、有効なばく露防止対策を実施することは可能であること。これを踏まえ、本項は、二種類の測定義務による現場の混乱を防ぐことを目的とし、6月以内ごとに1回の保護具選択測定を実施する第三管理区分場所においては、6月以内ごとに1回の作業環境測定を実施することは要しないとする趣旨であること。
- (2) 今回の改正は、作業環境測定の実施を「要しない」とするものであり、事業者は、使用する化学物質や作業方法等を変更した場合、

任意に作業環境測定を実施し、その結果によって第一管理区分又は第二管理区分へ環境が改善していることを確認することができる

こと。

### 第3 関係通達の改正について

- 令和4年5月31日付け基発0531第9号「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について」の第4の4(2)について、次表のとおり改正する。

改正後	改正前
<p>(2) 安衛則第34条の2の6 第1項関係</p> <p>本項は、SDS等における通知事項のうち「成分の含有量」について、重量パーセントによる濃度の通知を原則とする趣旨であること。なお、通知対象物であって製品の特性上含有量に幅が生じるもの等については、濃度範囲による記載も可能であること。また、重量パーセント以外の表記による含有量の表記がなされているものについては、平成12年3月24日付け基発第162号「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の施行について」の記のⅢ第8の2(2)に示したとおり、重量パーセントへの換算方法を明記していれば、重量パーセントによる表記を行ったものと見なすこと。</p>	<p>(2) 安衛則第34条の2の6 関係 ア SDS等における通知事項のうち「成分の含有量」について、GHS及びJISZ7253の原則に従って、従前の10パーセント刻みでの記載方法を改めること。重量パーセントによる濃度の通知が原則であるが、通知対象物であって製品の特性上含有量に幅が生じるもの等については、濃度範囲による記載も可能であること。なお、重量パーセント以外の表記による含有量の表記がなされているものについては、平成12年3月24日付け基発第162号「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の施行について」の記のⅢ第8の2(2)に示したとおり、重量パーセントへの換算方法を明記していれば、重量パーセントによる表記を行ったものと見なすこと。</p> <p>イ 「成分及びその含有量」が営業上の秘密に該当する場合については、SDS等にはその旨を記載の上、成分及びその含有</p>
(削る)	

	量の記載を省略し、秘密保持契約その他事業者間で合意した情報伝達の方法により別途通知することも可能であること。
--	--

- 2 令和4年12月26日付け基発1226第4号「労働安全衛生規則第577条の2第3項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの適用について」の第3について、次表のとおり改正する。

改正後	改正前
<p>1～3 (略)</p> <p><u>4 がん原性物質に該当する旨のSDS等による通知について</u></p> <p><u>安衛則第34条の2の4第4号(令和6年4月1日以降は第5号)の通知事項である「適用される法令」の「法令」には、本告示が含まれること。この場合、リスクアセスメント対象物の名称が包括的な名称で規定されている物質であってそのうち一部の物質が本告示で定めるがん原性物質に該当するものを譲渡し、又は提供するに当たっては、SDS等に記載する成分の名称は、リスクアセスメント対象物の名称に関わらず、該当するがん原性物質の名称とすること。</u></p>	<p>1～3 (略)</p> <p>(新設)</p>

## 環境省報道発表（2023年6月23日）資料

## 大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について

1. 「大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令」等を本日公布し、一部を除き令和8年1月1日から施行されます。
2. 本改正は、工作物の解体等工事を行う場合の石綿に係る事前調査について、適切に調査を実施するために必要な知識を有する者に行わせなければならないこととしたものです。
3. また、令和5年3月14日（火）から同年4月13日（木）まで実施した「大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令案」等に関する意見募集（パブリックコメント）の結果についても併せてお知らせします。

## ■改正の趣旨

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「法」という。）においては、建築物等（建築物その他の工作物をいう。以下同じ。）の解体等工事（解体、改造又は補修作業を伴う建設工事をいう。以下同じ。）に伴う石綿の飛散防止のための規制を行っています。法第18条の15第1項及び第4項において、建築物等の解体等工事の元請業者及び自主施工者は、特定建築材料（吹付け石綿その他の特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で政令で定めるものをいう。）の使用の有無等について、事前に調査（以下「事前調査」という。）することとされています。

このうち、建築物に係る解体等工事を行う場合の事前調査については、大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号。以下「施行規則」という。）第16条の5に基づき、当該調査を適切に実施するために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者に行わせることとされています。（令和5年10月1日施行予定）

今般、工作物に係る解体等工事を行う場合の事前調査についても、一部の場合を除き、当該調査を適切に実施するために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者に行わせなければならないこととするため、施行規則等について所要の改正を行うとともに、当該調査を適切に実施するために必要な知識を有する者を定める告示についても所要の改正を行うものです。

また、工作物のうち、観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物に該当するものを除く。）については、耐火被覆材等の石綿含有材料が使用されている可能性が高いことが明らかになったことから、特定工作物（特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定めるものをいう。）に追加するため、当該特定工作物を定める告示について所要の改正を行うものです。

## ■改正概要

## (1) 大気汚染防止法施行規則等の一部改正

第16条の5を改正し、工作物に係る解体等工事を行う場合の事前調査について、適切に調査を実施するために必要な知識を有する者に行わせなければならないこととした。

ただし、石綿等が使用されているおそれが高いものとして環境大臣が定める工作物以外の工作物に係る解体等工事を行う場合の事前調査については、塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料の除去の作業を伴うものに限る。

その他所要の改正を行った。

- (2) 設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者（令和2年10月環境省告示第76号）の一部改正工作物に係る解体等工事を行う場合の事前調査を適切に実施するために必要な知識を有する者について、以下に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ以下の者とした。
- ① 特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物（令和2年10月環境省告示第77号。以下「特定工作物告示」という。）第1号から第5号まで及び第7号から第11号までに掲げる工作物に係る解体等工事
- ・建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程（平成30年10月厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号。以下「登録規程」という。）第2条第5項の工作物石綿事前調査者
- ② 特定工作物告示第6号、第12号から第17号までに掲げる工作物に係る解体等工事、又は、特定工作物告示に規定するもの以外の工作物に係る解体等工事のうち塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業を伴うもの
- ・①に掲げる者又は登録規程第2条第2項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者、同条第3項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者若しくはこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者
- (3) 特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物（令和2年10月環境省告示第77号）の一部改正
- 特定工作物として、「観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く。）」を追加した。

#### ■施行期日

- (1) については、一部を除き令和8年1月1日
- (2) については、令和8年1月1日
- (3) については、一部を除き令和5年10月1日

## ～協会からのお知らせ～

○令和5年度協会主催で今後開催する研修会日程をお知らせします。

名 称	日 程	受講料等	掲載頁
化学物質管理関連研修会（オンライン）	2024年 1月24日（水）・25日（木）	一般15,000円 会員12,000円	表紙裏
課題解決研究会（オンライン）	11月 未確定 *テーマ募集集中	会員事業所 無料	14頁
エコアクション21セミナー（オンライン）	第3回9月12日（火） 第4回10月17日（火）	無料	12頁
エコアクション21認証取得研修会（オンライン等） 主催：エコアクション21普及戦略会議	第1回事前合同説明会 8月又は9月 未確定 勉強会（4回） 第1回10月未確定 第2回11月 ハ 第3回12月 ハ 第4回1月 ハ	無料 *日程確定次第、協会ホームページ等でお知らせします。	一
エコアクション21無料個別相談会	8月23日（水） 9月20日（水） 10月18日（水） 11月15日（水）	無料	裏表紙

\*詳細は、上記の掲載頁の案内をご覧ください。

### ☆☆☆ 編集後記 ☆☆☆

令和5年度も通常総会を経て4か月を経過し、協会主催のセミナーは、これまでに、環境保全基礎研修会とエコアクション21セミナー（全4回）第1回、第2回が終了しました。新型コロナウイルス感染症も5月に感染症法の5類となり、感染対策が各個人や団体の判断に委ねられましたが、協会では、感染対策に配慮し、昨年度に引き続き、原則、オンラインで、実施します。今後の協会主催研修会も、ほぼ開催日程等がまとまり、本号に案内を掲載しました。環境課題解決研究会については、テーマを募集いたしますので、ご覧いただき、積極的な提案をお願いします。また、引き続き、協会活動へのご意見・ご提案をお待ちしています。

（専務理事 古川雅文）

# エコアクション21 無料個別相談会のご案内

## 1 開催日時 原則、毎月第3水曜日

開催日	相談時間帯	備考(相談時間など)
① 2023年8月23日(水)	午後1時30分～4時30分	1件につき1時間以内 1事業者様1回限り
② 2023年9月20日(水)		
③ 2023年10月18日(水)		
④ 2023年11月15日(水)		

2 開催場所 長野県中小企業会館5階 〒380-0936 長野県長野市大字中御所字岡田131-10

(一般社団法人 長野県産業環境保全協会 事務室までおいでください。会場までご案内します。)

3 申込方法 完全予約制、各回期日の1週間前までに下記「エコアクション21無料個別相談会申込書」にご記入いただき、FAX又はメールにてお申込みをお願いします。

4 その他 ①当日は、専門家(エコアクション21審査員等)又は事務局が対応します。

②リモート(Zoom)での個別相談も可能。申込時にリモート希望と記入願います。

③お問合せ：一般社団法人長野県産業環境保全協会(エコアクション21地域事務局 長野産環協)

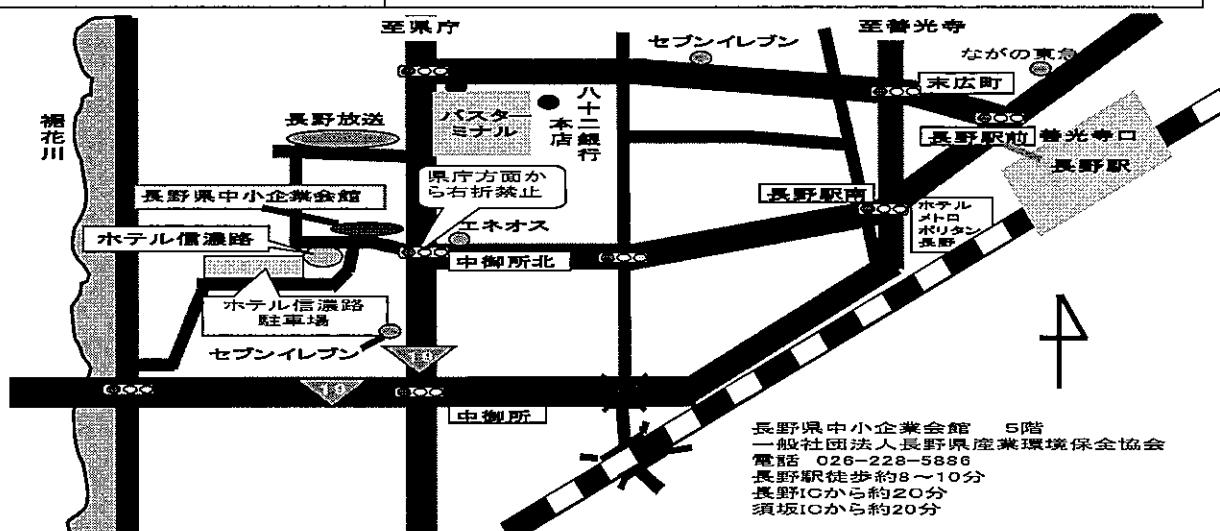
〒380-0936 長野県長野市大字中御所字岡田131-10 長野県中小企業会館5階

TEL: 026-228-5886 Fax: 026-228-5872 e-mail: ea21nasa@nasankan.or.jp

【切り取らずこの用紙のままお送りください。送信票の添付は不要です。】

## エコアクション21無料個別相談会申込書

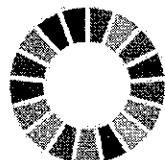
相談希望日(何れかに○印)	希望時間帯(午後1時30分～午後4時30分の間の内での希望あれば)
① 8月23日(水)	午後 時 分頃 ~ 午後 時 分頃
② 9月20日(水)	
③ 10月18日(水)	
④ 11月15日(水)	
事業所名	
業種・事業内容	
所在地	
出席者職・氏名	
連絡先(TEL・Fax・mail)	
その他連絡事項など	



2050 カーボンニュートラル  
新しい時代へ 一歩前へ

選ばれる企業になるために  
「エコアクション21」

認証・登録を目指しませんか



企業の体幹を強化し、  
持続可能な未来へ



一般財団法人 持続性推進機構  
Institute for Promoting Sustainable Societies